

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第85回家きん疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第85回家きん疾病小委員会

日時：令和5年7月24日（月）13：04～14：01

会場：農林水産省消費・安全局第1会議室（オンライン併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

（1）EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について

（2）その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家きん疾病小委員会委員名簿

資料1 EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価報告書（案）概要

資料2 EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価報告書（案）

資料3 第83回小委で頂いたご質問・ご指摘に対するEU側回答

資料4 HPAI及びLPAIに係るEUと日本におけるリスク管理の比較

参考1 ゴーニングと相互認証

- 参考2 O I Eコード
- 参考3 E UにおけるH P A I 発生状況
- 参考4 E Uの家きんにおける低病原性鳥インフルエンザの発生状況
- 参考5 E Uのワクチン接種に係る新規則（委員会委任規則2023/361）の概略
- 参考6 我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的
手続の運用指針

午後1時04分 開会

○沖田課長 それでは、お待たせをいたしました。

ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第85回家きん疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただき、また御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、当小委員会事務局を担当いたします消費・安全局動物衛生課長の沖田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の家きん疾病小委員会は、まずはEUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について御議論を頂き、今日の後半では、鳥インフルエンザの疫学調査チームとの合同開催といたしまして、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況、対応、疫学調査結果等について御議論いただくという、二部構成の予定になってございます。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡から御挨拶を申し上げます。

安岡局長、お願いいたします。

○安岡消費・安全局長 ただいま御紹介いただきました7月4日付で消費・安全局長になりました安岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは第85回の家きん疾病小委の開催ということで、一言御挨拶をさせていただきます。

本日の課題、もう最初に沖田課長の方からありましたけれども、EU規則に基づく鳥インフルエンザのリスク管理下で生産された家きん肉の輸入に関する、簡単に言うと、地域主義の地域の単位に関して、改めて評価を頂くということでございます。

昨年の12月に、部会に諮問をして、本年5月には一度御議論を頂いたというところです。その際、様々意見を頂いておりますので、本日は、事務局の方でその御指摘に関して整理をして、改めて先生方の御意見を賜ればということでございます。

先ほどもありましたけれども、この後も第86回ということで会合が続くということで、今日、非常に長丁場の会合ではございますけれども、先生方におかれては専門的な見地から忌憚のない御意見を頂いて、活発な御議論をお願いできればというふうに思っております。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○沖田課長 局長、ありがとうございました。

この家きん疾病小委員会でございますが、委員の皆様のは数は8名でございます。本日は8名の委員の方の出席を予定ということでございましたが、中島委員におかれては、ちょ

っと今確認しておるところですが、後ほど遅れて御参加ということになろうかと思えます。

続きまして、本日出席しております事務局の方の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました消費・安全局長の安岡でございます。

○安岡消費・安全局長 よろしくお願ひします。

○沖田課長 同じく消費・安全局の担当審議官でございます熊谷でございます。

○熊谷審議官 熊谷です。よろしくお願ひします。

○沖田課長 それから動物衛生課の方ですが、課長補佐の中島でございます。

○中島課長補佐 中島です。よろしくお願ひいたします。

○沖田課長 EUの方の事務局に関しましては、この顔ぶれで務めさせていただきたいと、こういうふうに思えます。本日はウェブを併用しての開催ということになってございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、安岡局長、熊谷審議官におきましては、所用のため途中で退出させていただき予定になっております。御容赦お願ひしたいと思えます。

それでは、続きまして、配布資料の確認をいたします。

お配りしております資料ですが、議事次第、それから委員名簿に加えまして、本日の諮問の事項でございます「EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について」に関しまして、資料の1から4まで、それから参考資料を1から6まで、準備をさせていただいております。参考資料については、説明の中で必要に応じて使用していきたいというふうに思っております。

なお、資料の2と3と4、それから参考資料の5につきましては、これは委員の先生方のみの配付とさせていただいております。傍聴の方には配布をしてございません。届いていない資料、あるいは資料の落丁等ございましたら、事務局の方までお申しつけを頂きたいと思えます。

それでは、早速でございます、本日の議題である「EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について」、事務局より御説明をいたします。その後、御出席の委員の皆様の方から御意見を頂きたいと考えております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山口小委員長にお願いをしたいというふうに思えます。

山口委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山口委員長 委員長の山口でございます。今日長丁場になりますので、どうぞよろしく

お願いいたします。

それでは、議題の「EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価について」ということで、事務局の方から説明よろしくお願いいたします。

○中島課長補佐 それでは、説明させていただきます。

本件については、先ほど安岡から説明がありましたように、2022年12月に家畜衛生部会に諮問させていただき、2023年5月に家きん疾病小委員会で、先生たちに専門的な御意見、御議論いただきました。その際に、さらに情報収集をする点がある旨の御指摘いただきましたので、その点についてEU側に確認を取りましたので、報告させていただきます。

まず、本件についての概要について説明させていただきますので、資料1をお手元に御用意いただければと思います。

EUからの家きん肉等の輸入に関するリスク評価の背景ですが、我が国はこれまでEU加盟国9か国から輸入される家きん肉についてリスク評価を実施し、高病原性インフルエンザ及び低病原性インフルエンザに係る地域主義を適用してまいりました。しかし、これらの条件の下で、現在我が国に輸入されている家きん肉等には、EU加盟国がEU規則に基づいて設定する防疫措置や動物・畜産物の移動のための制限区域のみならず、その制限区域を含む州や県等の行政区域全体からの輸入を禁止するなど、我が国独自の上乗せのリスク管理措置を適用してまいりました。

2015年4月に、EUと日本では、鳥インフルエンザを含む特定の家畜伝染病発生時における輸入停止地域を輸出国が設定する制限区域に限定することをお互いに認め合う動物検疫システムの相互認証に向けた協議を開始いたしました。農林水産省としては、EU当局への質問等を通じまして、リスク評価に必要な情報の収集を行い、これらの情報に基づき、EUからの家きん肉等の輸入に係る定性的なリスク評価を実施いたしました。

本リスク評価では、地域主義の適用単位を含むEU規則に基づくリスク管理の下、生産された家きん肉等の輸入を認めた場合の我が国への鳥インフルエンザの侵入リスクの評価を対象としております。前述のとおり、適切なリスク管理体制の整備状況については、国別の評価が前提となりますことから、本評価ではEU規則の枠組みの妥当性についてのみを検討事項としております。また、地域主義を既に適用している国の中から、獣医体制の異なるフランス、ハンガリー、ポーランドを選定し、現地調査を含む査察を実施して、EU規則の枠組みの実行可能性について評価を行ってまいりました。

こちらについてが背景についての説明になります。

続きまして、資料3をお手元に御用意いただければと思います。

前回5月の会議の際には、評価項目、法令ですとかサーベイランスなど評価項目別に御説明をいたしまして、御指摘いただいた点について資料3にまとめております。

まず、御指摘いただきましたのが、1番、欧州委員会によるEU規則の実施の担保についてになります。

EU規則により定められている事項について、欧州委員会は各加盟国における実施をどのように担保しているのか、確認が必要な旨、御指摘を頂いております。

この点について、EU側から得られた回答について説明いたします。

まず、1-1として、非遵守の加盟国への罰則についてになります。

欧州委員会は、加盟国に対して規則にのっとった実施をしているかどうか査察を受けておりますが、その査察において指摘事項があった際には、加盟国は査察報告書に挙げられた勧告に対する対処方針を作成する必要があるとございます。欧州委員会もしかるべき対処について該当の加盟国と協議を行います。加盟国が適切な措置を講じないときには、欧州委員会は司法手続を執ることができるとされております。

司法手続においては、欧州委員会は該当の加盟国を欧州連合司法裁判所に提訴することができるとされております。裁判所が認めた場合、加盟国は裁判所から是正措置を執ることが求められ、それでも是正措置が講じられないと判断された場合には、裁判所は該当の加盟国に対し罰則を科すことができるとされております。なお、これまで動物衛生法関係でこのような措置まで至ったということはないということを確認いたしました。

続いて、1-2、インフラの整備の補助等についてになります。

加盟国によるEU規則の実効性を担保するために、欧州委員会としては、以下のような支援を行っております。

一つ目は、特別な防疫措置の決定になります。

欧州委員会は、加盟国が講じた防疫措置が疫学的な情報に照らし不適切であると判断したときには、動物衛生法に基づき、当該加盟国が義務として講じるべき特別な措置を、期間を決めて定めることができるとされております。具体例といたしまして、2020年にはハンガリーの家きん農場の密度が高い地域において、通常の規則で定める移動制限区域よりも強力な制限を課すことについて、欧州委員会が特別な防疫措置を決定したという事実がございます。

続いては、欧州委員会の獣医緊急チームを通じた支援を行っていることを説明いたしま

す。

獣医緊急チームは、欧州委員会から任命を受けた獣医疫学、ウイルス学、野生動物、撲滅計画の管理、診断等の専門家から構成されておりまして、疾病の発生時にはその疑いが生じたときに執る管理措置に関して技術的な助言を行っております。また、緊急チームは、委員会決定に基づいて組織され、加盟国の要請に応じて派遣されております。

続いて、トレーニングプログラムです。

安全な食品のためのトレーニングプログラムとして、欧州委員会は、SPS分野における加盟国によるEU法令の実効性を高めるためにトレーニングを加盟国からの要請に基づいて提供しております。動物衛生法に係る事項も本トレーニングの範疇とされておりまして、具体例としましては、2020年にブルガリアに対して、鳥インフルエンザに係るリスク管理プログラムの提供をした実績がございます。

続いて、資金的な支援になります。

欧州委員会は、規則に基づき、SPSに関する措置に関して加盟国への資金提供ができるとされております。動物衛生分野では、加盟国が動物衛生法のカテゴリーA、B、C疾病への、鳥インフルエンザはカテゴリーA疾病になりますが、これらの疾病に関して措置を講じるときに、原則的に費用の最大50%を欧州委員会が提供するというふうになっております。具体例としましては、殺処分にされた動物への補償費用、殺処分にかかる費用、殺処分された動物由来製品への補償、清掃・消毒に関する費用、ワクチンの購入、保管、投与、配布にかかる費用、死体の輸送、処分にかかる費用、サーベイランスのための血清学的・ウイルス学的検査の費用、制限区域からの移動に当たっての検査に関する費用、その他不可欠な費用などについて半額を補償するとなっております。ただし、その該当の国の国民総所得がEU加盟国の平均値の90%未満であるときには、75%までが提供可能とされております。また、必要な措置がEU全体の人的な被害、重大な経済的混乱を避けるために必要であるという場合には、全額が提供される場合もあるというふうになっております。

ここまでがEUが加盟国に措置を講じさせるための説明になります。

続きまして、野鳥のサーベイランスに関してになります。

野鳥の検査に関してパッシブサーベイランスの検査数が加盟国間で大きく異なり、発生状況を把握するための十分なサーベイランスがEUレベルで実施されていることを欧州委員会がどこまで担保しているかの確認が必要という御指摘を頂きました。

これについてのEUからの回答になりますが、欧州委員会の役割としては、ユニオンサ

ーベイランスの枠組みを作成することにより、これに沿って具体的なサーベイランスプログラムを作成するのは加盟国の役割となっております。

サーベイランスプログラムは、加盟国によってリスクベースで設計されておりますことから、検査数にバランスが生じるということはあることだということでした。

また、野鳥のサーベイランスでは、その地域の家きんの飼養密度や水きん類の飼養状況など、EU全体の枠組みとしてはリスク要因として定められておりませんが、これらの地域におきましても、野鳥の陽性事例は確認されておるため、現行のリスクサーベイランスについて、欧州委員会としては問題があるとは考えていないということになっております。

続いて、サーベイランスプログラムのリスク要因になりますが、欧州では日本と違い、飼養形態が異なるという観点から、加盟国がサーベイランスプログラムを設計する際に飼養形態も考慮しているのかについて、御質問を頂きました。

これにつきましては、症状を示しづらい家きん種での高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス及び低病原性インフルエンザのサーベイランスでは、バイオセキュリティプラクティスをリスク要因として考慮することとされておまして、屋外飼育等の飼養形態はこれに含まれております。つまり、飼養形態はリスク要因の一つとしてされております。

続きまして、水きん類等のと殺段階における摘発方法について。4番になります。

臨床症状及び内臓所見が示しづらい家きん、特に水きん類のと殺段階における摘発方法の確認について、御意見を頂きました。

こちらについては、義務とされているのはと畜前検査のみでありまして、食鳥処理場への出荷時、またはと殺時の検査室内検査については、実施については義務とはなっておりませんでした。これは日本国内の措置と同様となっております。

続きまして、5番になります。加盟国を超えた高病原性鳥インフルエンザの感染拡大事例があるかについてになります。

物品及び生体の移動により、加盟国を超えて鳥インフルエンザの感染が広がった事例があるか確認が必要という御指摘を頂きまして、これにつきましては、移動に伴う加盟国関係での水平感染が拡大した事例はないとの回答でございました。

続きまして、6番、日本とEUの家畜衛生体制の比較になります。

日本とEUの家畜衛生体制や鳥インフルエンザに係る防疫措置の違いについて明確化が必要というふうに御指摘を頂きました。

これについては、資料4番、大きなA3の紙1枚のものにまとめております。違いがあ

るところを赤枠で囲っております。

まず、違いがあった点としては、低病原性インフルエンザに関する措置及びワクチン接種に関する事項、6番と10番について違いがございました。

まず、低病原性インフルエンザの措置に関してですが、EUでは動物衛生法上の防疫措置を必要とする疾病であるカテゴリーA、BまたはC疾病いずれにも低病原性インフルエンザは指定されておりませんので、発生農場の動物は原則的にと畜されないものの、殺処分や制限区域の設定を含むEU規則上の措置は定められておりません。一方、日本国内の防疫措置では、発生農場への殺処分を行った上で、低病原性インフルエンザ発生地点の半径1キロ以内を移動制限区域、5キロ以内を搬出制限区域として定義しております。

日本国内では、卵や肉について搬出制限区域由来のものは基本的に市場流通が認められておりますが、移動制限区域由来のものについては、発生状況確認検査で陰性があることを条件として市場流通が認められる体制が執られております。

低病原性インフルエンザに関しては、OIEやEUのリスク評価機関が既存の文献レビューをベースとしたリスク評価を行っておりまして、生鮮肉や消費卵を通じて感染が拡大するリスクは低いという結論が示されております。OIEコードでも貿易の制限の対象とはされておりません。なお、高病原性鳥インフルエンザに関しては、感染動物については全身性のウイルスの分布があることが知られております。

EUについては、ユニオンサーベイランスプログラムにおきまして、低病原性インフルエンザの農場クラスターの検出及び発生農場からの感染拡大の検出を目的としたサーベイランスを講じることとされておりまして、過去に低病原性インフルエンザが繰り返し発生した農場やクラスターが発生する可能性が高いと評価された農場に対するサーベイランスのほか、低病原性インフルエンザ発生時には、発生農場周辺農場及び接触があった可能性のある農場に対する検査を実施する枠組みが整備されております。

これらのことを踏まえますと、農林水産省としては、各加盟国と家畜衛生条件を締結する際に、あらかじめ当該国の低病原性インフルエンザ発生農場にひもづくサーベイランスの実施体制を把握し、実際の発生時にはそれに基づいたサーベイランスの実施を確認できること、検査結果が陰性であることをこれには含みますが、これらを前提にサーベイランスの対象農場からの輸入を認めることとしたいと思っております。さらに、輸出国の講じるリスク管理に重大な瑕疵が認められる場合には、日本側の判断で国全体から輸入を停止できることを条件としたいと考えております。

続いて、異なる点がございましたワクチンについてになります。

高病原性鳥インフルエンザのワクチン接種に関しましては、前回の小委員会でも御議論いただきましたとおり、今後加盟国が接種を実行することがあったとしても、執られるワクチン接種戦略並びに対象となる畜種、生産形態及び地域等は、加盟国において個別に計画されるものであることを踏まえまして、本評価の枠組みには含めない案として評価書をまとめさせていただいております。

続いて、7番、鳥インフルエンザのワクチン接種に関してですが、EUにおいて鳥インフルエンザワクチン接種に係る検討状況については国内の関心が高いため、情報収集を行う必要があるという御指摘を頂きました。あわせて、特にワクチン非接種国経由でワクチン接種動物の畜産物等が輸入されることがないのかについて、御質問いただいております。

これにつきましては、ワクチン接種を受けた家さんは、強化サーベイランス及び移動制限の対象となっております。当局の許可があった場合には、限定的なEU域内移動は可能となっておりますが、移動した場合においても引き続き強化サーベイランス及び移動制限の対象とされる体制が執られております。

また、現行の家畜衛生条件では、ワクチン接種国からの生体及び肉の輸入及び接種国からの生体及び肉の第三国経由での輸入というのは認められておりません。

以上、前回、先生からいただきました御質問、御指摘への回答の説明になります。

○山口委員長 ありがとうございます。

それでは、本件について、委員の皆様方から御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

どなたか。

○山本委員 動衛研の山本です。資料3、御説明いただいた内容についてなんですが、そのうち6番の日本とEUの家畜衛生体制の比較についてにおいて、LPAI、いわゆる低病原性鳥インフルエンザ発生時の対策は日本と違うという御説明を頂きました。具体的には、日本の場合には、高病原性鳥インフルエンザと同様に、発生農場の殺処分、周辺農場の検査が義務づけられているのに対して、EUの場合には、発生農場は殺処分はしません。一方で、発生農場の動物は原則的にと畜されないと書いてあるんですけども、ここで意図しているのは、発生農場の動物、殺処分されないの、一定の検査で陰性が確認されない限りはと畜されないという意味でしょうか。

○中島課長補佐 二つ意味がございまして、まず食品衛生法の観点から、疾病に感染して

いる動物というのを人の食用に供することはできませんので、その観点からと畜というの
はされません。

○沖田課長 補足しますと、基本的に発生農場については、これは食品衛生法上、病にか
かっている動物については食用禁止という法律から、発生農場の鶏については食用にも回
らないということになります。レンダリングにするのか、処分するのか、そこはあれです
けれども、そういった形で食品衛生法上の規制がかかって、これはE U共通のルールで、
食品衛生法上の規制がかかって食用には回らないという形になってございます。

○山本委員 そうすると、発生農場がその発生農場の状態から、発生農場であるステー
タスを回復して清浄農場に移るということはあり得るわけかなと思うんですが、それは、そ
の発生時の飼養鳥が全て出荷されたり、あるいは食用には回らないので、化製処理され
たりするということが前提なのか。あるいは、その発生当時の飼養鳥が飼養された状態
で一定の検査をもって、陰性農場、非発生農場に復帰することがあり得るのか、教えてい
ただけますか。

○中島課長補佐 承知しました。

まず、発生があった農場については、食品衛生上の観点からと畜されないというの
がありまして、その後、サーベイランス対象農場になりますので、検査がその農場に
関しては行われます。E U規則上、21日間にわたって低病原性インフルエンザのウ
イルス学的検査で陰性であるということが確認された場合には、通常の非発生農場、
何もなかったきれいな農場として復帰することになります。

○山本委員 分かりました。

そうすると、ウイルスが検出された時点で農場の飼養鳥全てが殺処分対象になっ
てしまう日本と異なって、E Uの場合には、発生の際のステータスの間は出荷不可
で、その後21日間の検査で陰性が確認されれば清浄農場に復帰するというルールだ
ということなんです。

もう一つの違いは、周辺農場については検査対象になり得るけれども、それが全
てというわけではないということですね。

○中島課長補佐 はい。

○山本委員 分かりました。

以上のことを踏まえというのが最後のポツに出てくるんですけども、E U加盟国と
家畜衛生条件を締結する際にあらかじめ、このあらかじめというのは、今後の対応
としてあらかじめのこういった条件を想定するのか、それとも現時点においてあ
らかじめこうい

た条件が締結されているということを指しているのか教えていただきたいんですが、その中身というのは、L P A I 発生農場にひもづくサーベイランスの実施体制というのはちょっと分かりにくいんですけれども、これはL P A I 発生農場に関連した農場みたいなものですか。

○中島課長補佐 はい。関連した農場とその周辺農場になります。

○山本委員 その程度については、日本のようなある一定、日本だと5キロの中の農場全てを検査していますが、そうではなくて、E Uが一定の条件をもって抽出の検査を条件として設定するのであれば、それは認めていこうということでしょうか。

○中島課長補佐 はい。

○山本委員 ②なんですけれども、サーベイランスの対象農場からの輸入を認めることとするとされていることについて、これは今言ったようなE Uの各国のルールで、ある発生農場の特定の条件を満たす農場についてサーベイランスで検査をするとなったことについて、そういったサーベイランスの対象農場からだったら安心だから、それならいいですよという意味なのか。それとも、サーベイランスの対象農場はもとより、サーベイランスの対象でない農場でも認めるという意味なのか、ちょっとはっきりしないので教えてください。

○沖田課長 結局、ここのところは、E Uの方の措置でいうと、日本のように1キロの移動制限、5キロの搬出制限といった、そういった規制をするというのはないということが分かっています。

ただ、あらかじめ確認するというのは、だったらその発生農場の周りに本当にないんだと、これ当然ユニオンサーベイランスで、この農場の発生があった場合にその周りが汚染されていないんだ、発生がないんだということを確認する。当然そういうサーベイランスを周りで行うことが普通の措置として取られますので、E Uの規則としていないんだけど、各国はそういう対応を取っているんで、それが多分、各国によってリスクベースの考え方が少しずつ違って、範囲が少し違うんだと思うんですが、一定の範囲内でそういったサーベイランスをやっていて、そのサーベイランスの対象がどこの農場になるのか、例えば全部なのか、そのサンプリングをして、統計上有意なサンプリングをしてやるのか、あるいは何か別な方法なのかという、そこのサーベイランスのプログラムをきちっと確認をします。そのサーベイランスに基づいて、そこがきれいであるということが分かること、これが前提となって、この前提でもってサーベイランスの対象となっているところについ

ては、農場は、発生した農場自体は、それはもう、と畜をそもそもしないんだから、21日間しないからいいんですけれども、その周りについてもそういった形できれいになるということ的前提として、輸入の対象とすることについて問題はないのではないかと考えているということでございます。

○山本委員 そうしますと、発生農場以外の農場については、一旦グレーの状態になるんだと思うんですけれども、そのグレーの状態を解除するために、一定の条件で何らかの対象農場検査をされると。その対象農場というのは、グレーの農場全体のサンプルであって、その検査対象農場が陰性だった場合には、そのグレーの農場全体の陰性が立証されるんだと思うんですけれども、逆に言うと、検査対象農場の検査が実施されている最中というのは、グレーの農場全体がクエスチョンの状態で、輸入するのは難しい状態になるんだと思うんですが、今ここに書いてある文章からすると、検査対象に具体的にになった農場だけに着目をして、検査農場になったら検査で陰性になるまでは駄目よというふうに言っているように見えるんですけれども。

○沖田課長 そこは、そのサーベイランスの域内全体という対象です。そこの中が全戸全てを検査するということではなかったとしても、ちゃんとしたサーベイランスが行われていれば、少なくともその範囲に関しては病気がないということがサーベイランスからいえるということをもって、今言われたその一旦グレーの状態にある場合には、グレーの状態にあれば疑いがあるので、疑いのあるところは、それは輸入するのは難しいとは思いますが、そこできちっときれいになっているということであれば、そこでもう、そうなれば輸入の対象としてもいいだろうと。そういったサーベイランスの実施状況の報告というか、情報収集はきちっと行った上で輸入可否は判断しようと思っています。

○山本委員 そうしますと、EUの場合は、こうしたサーベイランスを実施する際に、日本と違って、私はグレーと言ったんですけれども、その一定の範囲、距離の範囲をグレーとするという概念自体がないので、このサーベイランスを実施している間中に、どこの範囲がグレーになっているのかということについての特定がすごく難しいんだと思うんですけれども、その辺りの取扱いをどうされる予定ですか。

○沖田課長 基本的に一つの国ですよ、EU加盟国という国の中は、高病原性についても、それから低病原性についても、全体できちっとサーベイランスをやっています。問題は、ですので発生をした場合に、その周りで広がっていないかということだけを確認することが重要になります。その他の地域については、普段からのサーベイランスでき

れいになっているという状態を一応保たれているので、そのサーベイランスの範囲をどこまでするかは、これは加盟国ごとにいろいろ判断があるので、一定程度広い狭いはあるかもしれませんが、その範囲だけは無病であることを確認すれば、他のところは通常のサーベイランスで無病であるので、その範囲だけをターゲットにすればいいのではないかと考えています。

○山本委員 そうしますと、これから農林水産省から各国にL P A I 発生時の対応を確認される中で、発生時に、その各国がその当該発生農場からどの程度の範囲の農場についてグレーと考えてサーベイランスを計画するのかについても明確にされた上で、その範囲については、日本としてはサーベイランス対象農場の検査で、全ての陰性が確認されるまでは解除されませんよという締結のされ方をするというのでしょうか。

○沖田課長 全てというのは、一つ一つの農家ということじゃなくて、その地域ということですよ。地域ということ。それはそのとおりです。

○山本委員 ありがとうございます。

○山口委員長 他はいかがでしょうか。

ちょっと1点、今さらのお話で確認したいんですけども、ここで言っているL P A I というのは、家伝法でいうところの低病原性と鳥インフルエンザの両方を言っているのか。家伝法の低病原性を言っているのか。これ、どちらを言っているんですか。ここで言っているL P A I というのは。

○中島課長補佐 家伝法のL P A I です。

○山口委員長 そうすると、亜型がH 5か、H 7の低病原性のものを、この中のL P A I と言っているわけでしょうか。

○中島課長補佐 はい。

○山口委員長 じゃ、その他の鳥インフルエンザは、この中には一切関係ないという理解でしょうか。

○中島課長補佐 はい。

○山口委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、森口委員。

○森口委員 最後のワクチンについてのところなんですけれども、実際、今回の中では検討することはしないというお話ですが、農水省の方針としては、実際にその加盟国とのや

り取りというのは今後審議されないと、この小委員会の方には回ってこないというお話だったので、その話をやり取りする場所がないと思うんですけれども、ワクチンを使っている国から輸入をするのかどうかとか、ワクチン接種した家きんを輸入する可能性があるのかどうかというのは、一応その方針としては決めておいた方がいいのではないかと思います。

○沖田課長 ありがとうございます。

ワクチンの接種につきましては、当然現時点では、ワクチンを接種した場合はその国からの輸入を禁止するということが家畜衛生条件上、定められています。

現時点ではそういう状態になっていて、それは我々のワクチンを接種した場合のワクチンが病気をマスクしてしまっていて、本当にかかっているかどうか分からない状態になるという、そういう懸念の上からこういった措置を取っているわけですが、それを変えるとなれば、今回のEUの共通ルールのリスク評価というものとは切り離して考えますけれども、改めてのリスク評価が必要になると考えています。なので、やるのであれば、それはきちっとしたリスク評価というものは改めて必要になると考えていますので、その場所をどこにするかというのはまたこれからだと思いますけれども、リスク評価を行った上で可否を判断していこうというふうに考えます。

○森口委員 ありがとうございます。

○山口委員長 ほかはいかがでしょうか。

ワクチンについてはあれですか、今のところ、当然やるかやらないかというのは、EUの加盟国の中でもいろいろバリエーションがあるでしょうし、それから実際にやった場合にどういうふうに監視をしていくかというのも、それは国によってそれぞればらばらという理解でいいですか。

○沖田課長 ごくごく基本的な原則ルールみたいなものは、EUの共通ルールの中に書いてあるんですけれども、どのように行うかということについては、これ各国に任されていますので、それらを判断しないことにはやはり本当にそれでいけるのかというのは難しいと、判断するのは難しいと思います。

○山口委員長 分かりました。

ほか、皆さんの方でいかがでしょうか。

特にないでしょうか。

多分、前回から一番ポイントになっているのはLPAIのところ、HPAIの部分は、

大体日本と同等の対応をされているので問題はないかなという印象を持っていますけれども、LPAIのところはだんだん状況というのはクリアになってきて、さっき山本委員の方からも御質問ありましたけれども、グレーゾーンといいますか、その範囲がはっきりしていないところ、国によって違うというところで、それに対してどういう対応するのかというところが一番気がかりな点だろうとは思いますが、その辺どういう対応がされているのかというのをクリアにした上で、最終的に入れるかどうかというのは、こちら側で判断するという、先ほどの御説明だったと思うのですが、恐らく前回、特にその辺が一番議論の対象になっていたと思うのですが、もし何か追加等ありましたら。

いかがでしょうか。

今現在、議論の対象になっているのは、生きた家きんではなくて、卵だとか、肉だとかということです。ですから、LPAIの場合には全身感染していないので、仮に感染した鳥が仮に網を抜けたとしても、人への健康被害の可能性は極めて低いだろうということです。

○沖田課長 基本的にLPAIであっても、EUの共通ルールとして生体は国を超えて移動しないというふうに、LPAIの場合は、という規制もありますので、そこはもう当然ということだろうと思います。

それから、もう一つ言いますと、基本的に、例えば生体が日本にやってくるのは、初生ひなの状態という形で来ることが、種鶏で来ることが多いんですが、その場合には動物検疫所において、そのロットごとにきちっとした検査をやっておりますので、そういった意味からも、当然そこで病気が見つければ、それは病気のものとは駄目なわけで、そういった安全措置というか、そういったものが担保されているというふうに考えております。

○山口委員長 分かりました。

いかがでしょうか。どうぞ。

○岩科委員 教えていただきたいのですが、これ相互認証の締結というふうになった後、実際に国から輸入するということになったときは、改めてその国の家畜衛生体制とか、防疫措置の内容とかを検討されて、評価されて決められるということの理解でいいですか。

○沖田課長 基本的な考え方はそのとおりです。

ただし、既にもうその評価が終わって、鶏の肉とか卵とか、そういったものを受け入れている国がございます。そういった国は、もう家畜衛生体制だとか、そういったものにつ

いてはきちっともう評価が終わっているのです、そういう国は重ねて評価することはございません。まだ全然輸入をしていない国の場合には、それは改めて実施体制をきちっと評価するということになります。

○岩科委員 分かりました。

そうすると、既に取り引している9か国については、もう自動的にではないかもしれないですけども、上乘せの評価はしないでということなんですね。

○沖田課長 少なくとも家畜衛生体制の部分についてはですね。

先ほどから質問があったようなL P A Iの体制とか、こういうものをまだ確認できていないところがございますので、というのは、今現時点ではL P A Iが発生した場合でも輸入禁止をしていますから、その部分が変わってきますから、そこはきちっと確認をした上で入れるというのは、そこは変わりません。

○岩科委員 分かりました。ありがとうございます。

○山口委員長 いかがでしょうか。どうぞ。

○白田委員 質問ではないんですけども、産業界からしますと、いわゆるこれだけ世界的にインフルエンザが発生してしまいますと、ヨーロッパとのやり取りとか、かなり滞ってしまいますので、本日議題の内容を確認しながら、部分的に小さくして、大丈夫なところは、そこに寄せた方がいいというのは、ずっと賛成というような形で考えています。

もう一つ、この一番最後のワクチンのところですけども、国内の関心が高いため、情報収集をお願いしたところですけども、個別には聞いて分かってはいるんですけども、特に資料には書いてはいませんけれども、細かく情報収集されているという理解でよろしいでしょうか。

○沖田課長 ありがとうございます。

今日は資料としては準備してございませんけれども、各国における情報については収集をしております、これについては、こういった形にするかはちょっと未定ですけども、情報を共有できるような手段を取りたいと思っております。

○白田委員 あと、今回のその枠組みには含めないと、ワクチンに関しては含めないということですけども、例えばそういう他所の国の、EU国内の接種状況とか接種計画とかを参考にして、日本でもいろんな角度から検討する資料にするというお考えはあるのでしょうか。どうですか。

○沖田課長 ワクチンについては、いろんなメリット、デメリットございますので、そう

いったところはよく検討しながら、それから、技術開発的などところは当然進めなければいけないと思っていますので、そういったことを進める中で、例えば非常に優秀なワクチンができるとか、そういったことも期待できるわけで、状況を踏まえながら考えていくことじゃないかなと思っています。

○白田委員 ありがとうございます。

○山口委員長 そのほか、まだ発言されていない委員の方から、もし何かありましたら。特にございませんでしょうか。いいですか。どうぞ。

○内田委員 野鳥のサーベイランスとか、あといろいろ各国の加盟国によってリスクベースでいろいろ考え方が違って、基準をそれぞれ決めているということなんですけれども、そのリスクとなるものというのは、各国何かそういう明文化じゃないですけれども、何か挙げられていたりとかというのはあるんですか。

○中島課長補佐 家きん種など、決められております。

○沖田課長 例でいきますと、フランスにおいてはリスクの高いゾーンというのを決めていて、それはどこかという、いわゆるその水きん類みたいなものを飼っているところ、たくさん飼っているところですね。そういったところ。それから、湿地帯のような水鳥がたくさんいて、ウイルスをたくさん持っているようなところという形で、例えばフランスはそういう形なんですけれども、各国ごとにやっぱりリスクの高いところというのは、その状況に応じて判断をして、それに対する措置というのを取っていますので、各国そういうことをやっているというのを前提にして、確認しながら整理をしていきたいと思います。

○内田委員 ありがとうございます。

○山口委員長 ほか、いかがでしょうか。

ちょっと今のを聞いて、一つ教えてほしいんですけれども、家きん肉となっているんですが、これ、家きん肉というのは、具体的には鶏とカモということですか。他の鳥種といいますか、含まれるのか含まれないのかということと、あと、ジビエのようなものというのは、この対象とはならないということなのでしょうか。

○沖田課長 現時点で家きんというものを整理をしておりますので、その鳥種に入って、それがジビエ的なものはあれなんですけれども、ちゃんと農場において生産されているというものについては、その対象となる鳥種が決まって、例えば、鶏だけではなく、鶏とカモだけではなくて、ウズラであるとか、ダチョウのようなものも、こういったものも対象となり得ます。

○山口委員長 ジビエのようなものというのは、そういうのは発生国からというのは全部止まっているんですか。今回はこの議論とは多分ずれるものなんでしょうけれども、ジビエの方が、今、内田先生の話が出て、カモとかそういう狩猟で捕られたものというのはどういう扱いになっているのかなというのがちょっと気になったものですからお聞きしたんですけれども。

○沖田課長 すみません。ちょっと確認させてください。

○山口委員長 ほか、もしありましたら、まだ発言されていない委員の方から、特にございませんか。どうぞ。

○大谷委員 L P A I の話だったんですけれども、O I E の通報が確認された加盟国ということで参考資料もつけていただいているんですけれども、この体制が取られたときに、EUでL P A I が出たときの、通報体制というのは、どういうふうにはなっているんでしょうか。取りあえず、取引があるところについては当然通報があると思うんですけれども、それ以外の国とかというのはどんな感じになるんでしょうか。

○中島課長補佐 トレードパートナーとして、日本にはもちろん現行ではL P A I が発生した場合、通報を頂いております。O I E への通報義務という点につきましては、人への感染が認められる場合ではない場合にはO I E への通報は対象外となっておりますので、全く日本と取引がされていない国での通報というのは、特段O I E には現在はされていない状況になります。

○大谷委員 要は、日本はEUでのL P A I の発生状況というのは常に把握ができる状況であるということ間違いはないんでしょうか。

○中島課長補佐 はい。

○大谷委員 ありがとうございます。

○沖田課長 EUのルールとして、H P A I だけじゃなくて、L P A I も通報の対象となっていますので、彼らは中で把握をしています。それについて、トレーディングパートナー、取引のある相手については情報を共有するというふうにはしていますので、その中で我々としては把握できるようになっています。

○山本委員 今の大谷委員の質問は、トレードの実績がない、いわゆる衛生条件の締結がないEU加盟国についても、L P A I の発生状況は日本として把握できるんですかという質問だったんですね。今の御質問からだ、O I E への通報はなしで、EUの中では共有しているけれども、トレーディングの実績がない、衛生条件の対応のない国については、

EUとしても日本への通告義務はないんじゃないかと思うんですけども。

ということは、回答はどうなりますか。衛生条件の締結がない国のLPAI発生状況は、日本として把握できるのか、できないのかというと、どちらになりますか。

○沖田課長 EUから情報を共有してもらうことは可能ですので、それはできます。

○山本委員 やろうと思えばできる。

○沖田課長 ルーチンとしてはやっていないというだけであって。

○山本委員 何か有事があって、今シーズン、今月その国で発生があるけれども、EUではどうなのと問いかければ分かる。

○沖田課長 それは分かります。

○山本委員 なるほど。

○熊谷審議官 確認してほしいんだけど、EUのメンバー国27カ国に加えて、各国のCV0に向けた発生状況の共有の枠組みで、日本にも情報が来ているケースがあるでしょう。それがLPAIが対象になっていけば、要するにEUメンバーと同じような情報がタイムリーに来ていたと思うんで、ちょっとそこを確認して。たしか私が担当の頃はそうやって来ていたけれども。

○中島課長補佐 ありがとうございます。

○山口委員長 ほか、いかがでしょうか。

オンライン参加の中島委員の方から、もし何かありましたら。

○中島委員 特にありません。ありがとうございます。

○山口委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、もしほかに質問がないようでしたら、このEU規則に基づく鳥インフルエンザのリスク管理の下、生産された家きん肉等の輸入を認めることについて、この議論について、本委員会としては了承し、その旨、家畜衛生部会に報告したいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、全体を通して、委員の皆様方から御意見、御質問、もし何かありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。どうぞ。

○岩科委員 すみません、これはちょっと情報があったら教えていただきたいなと思っていたことなんですけれども、多分ポーランドのイエネコで、鳥インフルエンザの高病原性

インフルエンザウイルスが検出されて、多分30匹ぐらいになっているんですかね、なっていて、これは報道ベースですけれども、その感染源が家きん肉じゃないかという騒ぎが、というふうに騒がれてしまっていて、ポーランド当局はもちろん否定は、根拠がないので、多分否定されていたと思うんですけれども、何かその辺りの情報は農水省に入ってきていたら、教えていただきたいなと思いました。

○沖田課長 ちょっと今確認をしまして、ございましたら、御報告をしたいと思います。

○山口委員長 今回輸入されるものがペットフードに行くということも、それはないですか。

○沖田課長 ペットフードに使われることは当然想定としてはあり得ます。ただ、先ほど来言っていますとおり、HPA Iは発生するとそれは当然止まるわけで、それが来ることはないですし、LPA Iに関しても、先ほど言ったようなリスク管理措置を前提とした、EUの中のサーベイランスを前提したリスク管理というものは行いますので、基本的にございません。それとあと、LPA Iはそもそもその限局性のウイルス存在になりますので、肉にウイルスがつくという心配は科学的にはないということもございます。そういったことから、安全ですので、ペットに使われることはあろうかと思えますけれども、基本的に問題ないと思っています。

○山口委員長 分かりました。

○中島課長補佐 先ほどのポーランドの件ですけれども、特段私どもが把握している情報としては、罹患した猫というのはほとんど屋外に出ていなかったものも含まれるということとは現在把握しておりますけれども、何由来であったり、感染経路ですとか、そういったことに関する続報というのはまだ持ち合わせていない状況になります。

○岩科委員 分かりました。ありがとうございます。

○山口委員長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

特にないようでしたら、これで本会、閉じさせていただこうと思いますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

○沖田課長 ありがとうございます。

事務局が準備した議題は以上でございますので、本日のこの85回の小委員会につきましては終了ということにしたいと思います。最後、閉会に当たりまして、熊谷審議官の方から御挨拶申し上げます。

○熊谷審議官 本日は大変熱心な御議論ありがとうございます。

本日の家きん疾病小委員会の中です承された内容については、家畜衛生部会における報告を行い、御審議いただこうと考えてございます。

また、本日、技術的な情報で、EUの情報、例えばワクチンの動向であったり、また野鳥等のサーベイランスを含めて、了承案件以外の部分についても、また情報収集に努めて、また委員の皆様方に共有させていただきたいと思えます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどよろしく願いいたします。

○山口委員長 何かありますか。

それでは、よろしいですか。これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第85回家きん疾病小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時01分 閉会